



パートナーズ通信 2018年4月号 Vol.55

新年度の変更点を 確認しておきましょう

1 障害者雇用促進法の改正

○障害者の法定雇用率の引き上げ

【現行】 民間企業 2.0%



【改正後】 民間企業 2.2%

○合わせて、雇用義務の対象として、精神障害者が加わります

【現行】 身体障害者、知的障害者



【改正後】 身体障害者、知的障害者または**精神障害者**（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）

今回の変更に伴って、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から、**45.5人以上**に変更となります。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
さらに、平成33年4月までには、さらに0.1%の引上げとなることが決まっています。（民間企業は2.3%に。）それに伴って、対象事業主は従業員43.5人以上に広がります。
◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

従業員数が45.5人以上の事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークへ報告しなければなりません。また、障害者雇用推進者を選任するように努めることとされています。

☆今まで報告義務がなかった企業が対象となった場合には、事業主あてに6月までに報告書が郵送されてきますので、忘れずに提出するようにしましょう。

☆今まで障害者を雇用したことがない企業では、どのように採用すればよいのか、どんな点に注意が必要なのか等、わからないことも多いと思います。

労働局やハローワークで支援制度（講座の開催や各種助成金等）を行っています。また高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用の事例のサイト（障害者雇用事例リファレンスサービス）の開設も行っています。今後募集・採用の際には、積極的に活用してみましょう。ご不明な点は当社へもご相談ください。

2 雇用保険手続きマイナンバー記載が必須に
現在マイナンバーを記載しなくても、手続きを行うことができた雇用保険の各種手続きにおいて、平成30年5月以降はマイナンバー記載がない場合は、返戻されることになりました。

※マイナンバー記載が必須の届出

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高齢雇用継続給付支給申請（初回申請）
- ④育児休業給付支給申請（初回申請）
- ⑤介護休業給付支給申請

③④については、初回申請がすでに済んでいる場合で、マイナンバーの届出がない場合は、2回目以降の申請の際に、「個人番号登録・変更届」の提出を行うこととなります。

3 日本年金機構の手続きもマイナンバー記載の新書式に変更

現在のところ、基礎年金番号の記載と併用できます。マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合は住所変更手続き、氏名変更手続きが不要となるなど、変更点があります。

来月からパートナーズ通信が変わります！

おかげさまで55号まで発行してきましたパートナーズ通信。来月号からはメールマガジンでの配信となる予定です。同時に弊社ホームページもリニューアル予定！これからも皆さまのお役に立つ情報を発信して参りますので、ぜひご活用ください。よろしくお願いたします。

☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行

発行者： 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子（毎月1回発行）

〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地7-ボウ・ガイ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@jigyosouzou-pt.com

ホームページ

事業創造パートナーズ

で検索！ ※お気軽にご相談ください

社労士制度は創設50周年を迎えます。

